

国が行う契約の過程及び内容の透明性の確保等による契約事務の適正化を図るための会計法の一部を
改正する法律案要綱

第一 指名競争及び随意契約に係る情報の公表

- 一 契約担当官等は、指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して六十日以内に、政令で定めるところにより、次の事項を公表しなければならないものとする。
- 1 落札又は随意契約に係る物品又は役務の名称、落札金額又は随意契約に係る契約金額その他の契約の内容に関する事項で政令で定めるもの
- 2 指名競争に付し、又は随意契約によることとした理由その他の契約の過程に関する事項で政令で定めるもの
- 3 落札者又は随意契約の相手方の氏名又は名称その他の落札者又は随意契約の相手方に関する事項（4及び5の事項を除く。）で政令で定めるもの
- 4 落札者又は随意契約の相手方が個人である場合においては、その者が国の職員であった者であると

きは、その旨

5 落札者又は随意契約の相手方が法人その他の団体である場合においては、その役員のうちに国の職員であった者があるときは、その数

6 その他政令で定める事項

二 一は、次の場合には、適用しないものとする。

1 契約に係る国の行為を秘密にする必要がある場合

2 契約に係る予定価格が少額なものとして政令で定める額を超えない場合

3 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三十一条の規定による米穀等の買入れに係る契約その他のその性質又は目的により前項の規定による公表を行う必要がないものとして政令で定める契約である場合

(第二十九条の八の二関係)

第二 長期継続契約を締結することができる電気通信役務の明確化

情報処理システムの開発及び運用は、長期継続契約を締結することができる電気通信役務ではないこと

を明確にすること。

(第二十九条の十二関係)

第三 検討

国は、第一による情報の公表により明らかになる契約の実態を踏まえ、指名競争及び随意契約の在り方について常に検討を行い、その結果に基づき、指名競争に付し、及び随意契約によることとすることができる場合の基準の厳格化その他の指名競争及び随意契約に係る契約事務の適正化を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(附則第四項関係)

第四 施行期日等

一 この法律は、公布の日から施行するものとする。

(附則第一項関係)

二 この法律による改正後の会計法第二十九条の八の二の規定は、この法律の施行の日前に指名競争又は随意契約の手續に着手していた場合における当該指名競争又は当該随意契約については、適用しないものとする。

(附則第二項関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこと。